

○観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱

平成17年10月11日告示第64号

改正

平成22年2月2日告示第21号

平成29年2月28日告示第35号

令和2年9月18日告示第186号

令和3年3月29日告示第48号

令和7年3月31日告示第119号

令和7年6月30日告示第218号

観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商店街等活性化促進事業を行おうとする商店街団体に対して補助を行う場合において、市がその経費の一部を負担することによって、市内商店街等の活性化を図り地域小売商業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街等」とは、小売業（サービス業を含む。）を営む店舗が集積している地区で市が適当と認めるものをいう。

2 この要綱において、「商店街団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合及び商店街連合会
- (2) 商店街等を形成している任意の団体
- (3) その他市長が適当と認める団体

3 「商店街等活性化促進事業」（以下「促進事業」という。）とは、商店街団体が商店街等の活性化を図るために実施する事業をいう。

(交付の対象)

第3条 市は、商店街団体が行おうとする促進事業に必要な経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、補助金については景品及び促進事業に従事しない商店街団体の構成員に係る交通費を対象としない。

(補助率等)

第4条 商店街団体が行おうとする促進事業の事業名、事業概要、補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 商店街団体は、促進事業の開始前までに、観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により商店街団体に通知するものとする。

(補助事業の内容又は経費の配分変更)

第7条 商店街団体は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ観音寺市商店街等活性化促進事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第8条 商店街団体は、補助事業が完了したときは、速やかに観音寺市商店街等活性化促進事業補助金に係る補助事業の実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条により提出された補助事業の実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、観音寺市商店街等活性化促進事業補助金に係る補助金確定通知書(様式第5号)により商店街団体に通知するものとする。

(補助金の精算払請求)

第10条 商店街団体は、前条の通知を受けた後、補助金を受けようとするときは、観音寺市商店街等活性化促進事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、商店街団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (4) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 前項の場合において、市長は既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第12条 商店街団体は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(国又は県が補助金等を交付する事業の特例)

第13条 国又は県が補助金等を交付する事業の補助率等については、第4条の規定にかかわらず、当該国又は県の要綱等に基づくものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱（平成10年観音寺市制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に対する特例)

3 第3条の規定にかかわらず、令和2年度において商店街団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行う感染拡大防止対策事業の実施に当たり補助金を交付す

ることができる。この場合において、第4条、第5条、第6条、第8条及び第9条の規定は適用せず、補助対象経費、補助限度額、補助率、申請期限その他の補助金の交付に当たり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成22年2月2日告示第21号）

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

附 則（平成29年2月28日告示第35号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月18日告示第186号）

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第48号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第119号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に申請した補助金の交付について適用し、同日前に申請した補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和7年6月30日告示第218号）

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

別表（第4条関係）

事業名		事業概要	補助対象経費	補助金の額
集客 資源 活用 型事 業	街並整備 事業	集客資源を活用した地域商業 振興のための、計画に沿った街 並整備に係る共同施設の設置 や一定数以上の個別店舗を整 備する事業	施設の整備に 必要な経費	補助対象経費の3分の2 以内の額（100円未満の端 数が生じたときは、これ を切り捨てた額）とし、 50万円を上限とする。た だし、商店街連合会が行
		1 街路灯		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 共同広告塔及び案内板</li> <li>3 個別店舗の統一看板やテナント</li> <li>4 その他市長が適当と認める事業</li> </ul>		う事業の場合は、250万円を上限とする。
にぎわい 力向上事 業	<p>集客資源を活用した地域商業振興のための計画に添った、イベント等の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 販売促進事業（朝市、サービスマナー等）</li> <li>2 消費者と密着した催しもの</li> <li>3 共同宣伝事業</li> <li>4 その他市長が適当と認める事業</li> </ul>	イベント等の事業に係る経費	
情報対応型事業	<p>情報化に対応すべき機器・設備の整備を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 商店街ファックスシステム整備のための機器・設備</li> <li>2 商店街電子通信システム（コンピューター）整備のための機器・設備</li> <li>3 その他市長が適当と認める機器・設備</li> </ul>	<p>機器・設備の購入及びリースに必要な経費（ソフトウェア取得費を含む。）</p>	
空き店舗活用型事業	<p>商店街団体自らが、空き店舗を利用して実施する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 継続的に空き店舗を利用</li> </ul>	<p>店舗賃借料（補助期間は、通算12か月以内）</p>	

	<p>して、コミュニティー施設やイベント等の実施に伴い整備する事業</p> <p>2 その他市長が適当と認める事業</p>	<p>改装費</p> <p>その他事業に必要な経費</p>	
	<p>商店街団体が、空き店舗を利用することに對して助成する事業</p> <p>1 空き店舗を借りる中小企業者（以下「テナント」という。）を誘致するため、テナントの入店に際し店舗賃借料を補助する事業</p> <p>2 その他市長が適当と認める事業</p>	<p>補助金額等（補助期間は、通算12か月以内）</p> <p>その他の経費</p>	

観音寺市長 宛て

所在地

商店街団体名

代表者名

㊦

観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費 金 円
  - (2) 補助金交付申請額 金 円
- 3 商店街等活性化促進事業の計画書 別紙1のとおり
- 4 商店街等活性化促進事業に要する経費の配分書 別紙2のとおり
- 5 補助事業完了予定期日

(注) 交付申請書において、補助事業に要する経費及び補助金交付申請額は、精算払とする。

観音寺市商店街等活性化促進事業計画書

1 商店街団体の概要

名 称	設 立 年 月 日
代 表 者 氏 名	区 域
組 織 形 態	加 盟 者 数
所 在 地	電 話 ( )
連 絡 先 ( 事 務 局 )	電 話 ( )

2 促進事業計画の概要

(1) 補助事業名 1 集客資源活用型事業

(1) 街並整備事業

(2) にぎわい力向上事業

2 情報対応型事業

3 空き店舗活用型事業

(1) 商店街団体が整備する事業

(2) 商店街団体が助成する事業

(該当する箇所に丸を付ける。)

(2) 促進事業の基本方針

事 業 内 容	
その 必 要 性 と 効 果	
事 業 期 間	年 月 日～ 年 月 日

別紙1—(2) (集客資源活用型事業—街並整備事業用)

(3) 実施場所

(4) 促進事業の詳細内容 (単位:円)

具体的事業名称						
経費積算明細内容	種類	数量	単価	事業費	備考(構造、仕様等)	
		合計				

(5) 促進事業の資金調達

調達区分	金額(単位円)	備考
市補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

別紙1—(2) (集客資源活用型事業—にぎわい力向上事業用)

(3) 実施場所

(4) 促進事業の詳細内容 (単位:円)

具体的事業名称					
経 費 積 算 明 細 内 容	細 目	金 額	積 算 根 拠	備 考	
		合 計			

(5) 促進事業の資金調達

調 達 区 分	金 額 ( 単 位 円 )	備 考
市 補 助 金		
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

別紙1—(2) (情報対応型事業用)

(3) 実施場所

(4) 促進事業の詳細内容

(単位：円)

具体的事業名称						
経費積算明細内容	種類	数量	単価	事業費	備考(構造、仕様等)	
		合計				

(5) 促進事業の資金調達

調達区分	金額(単位円)	備考
市補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

別紙1—(2) (空き店舗活用型事業—商店街団体が整備する事業用)

(3) 実施場所

(4) 促進事業の詳細内容 (単位:円)

具体的事業名称				
当地区における空き店舗の状況				
経費積算明細内容	細目	金額	積算根拠	備考
	合計			

(5) 促進事業の資金調達

調達区分	金額 (単位円)	備考
市補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

別紙1-(2) (空き店舗活用型事業—商店街団体が助成する事業用)

(3) 実施場所

(4) 促進事業の詳細内容 (単位:円)

具体的事業名称				
当地区における空き店舗の状況				
経費積算明細内容	細目	金額	積算根拠	備考
	合計			

(5) 促進事業の資金調達

調達区分	金額 (単位円)	備考
市補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

別紙1-(3) (集客資源活用型一街並整備事業用)

(情報対応型事業用)

(6) 促進事業計画

(単位：円)

	種 類	数 量	単 価	事 業 費	備考 (構造、仕様 など)
計      画					
	合 計				

別紙1—(3) (集客資源活用型事業—にぎわい力向上事業用)

(空き店舗活用型事業用)

(6) 促進事業計画

(単位：円)

	細目	金額	積算根拠	備考
計       画				
		合計		

## 別紙2

## 観音寺市商店街等活性化促進事業

## 経費配分書

(単位：円)

区 分	細 目	商店街等活性化促進事業 に 要 す る 経 費		補助対象となる経費	
		交付決定金額	支払金額	交付決定金額	支払金額
事業経費	会 議 費				
	店舗賃借料				
	使 用 料				
	会場借上料				
	賃 金				
	会場設営費				
	印刷製本費				
	通信運搬費				
	広 告 料				
	消 耗 品				
	改 装 費				
	雑 役 務 費				
委 託 料	委 託 費				
施設、機器 設備設置費	施 設 費				
	機器・設備費				
合 計					

商店街団体 様

観音寺市長

印

観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった上記補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けで申請があった観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の額 金 円
- 3 補助事業に要する経費の配分の区分は、申請書の記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、この交付要綱に従わなければならない。
- 5 補助事業は、この交付要綱に従わなければならない。
- 6 交付要綱の定めるところにより、補助事業に要する経費及び補助金は、精算払とする。

年 月 日

観音寺市長 宛て

所在地

商店街団体名

代表者名

㊦

観音寺市商店街等活性化促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号をもって、交付決定通知があった上記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 補助金交付決定年月日
- 2 変更の理由
- 3 内容の変更

年 月 日

観音寺市長 宛て

所在地

商店街団体名 ㊦

観音寺市商店街等活性化促進事業補助金に係る補助事業の実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業を  
完了しましたので、観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱第8条の規定に  
基づき、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費 金 円
- 2 補助金交付決定通知額 金 円
- 3 補助事業の実績書 別紙のとおり

別紙(1)

観音寺市商店街等活性化促進事業実績書

1 商店街団体名 \_\_\_\_\_

2 補助事業名 \_\_\_\_\_

3 設置場所 \_\_\_\_\_

4 実施期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

5 促進事業の資金調達

調 達 区 分	計 画 ( 単 位 円 )	実 績 ( 単 位 円 )
市 補 助 金		
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

- \*添付書類
- ・補助事業に要する経費に係る請求書及び領収書の写し
  - ・補助事業に要する経費支払に係る口座振替書又は通帳の写し
  - ・請負書又は契約書の写し
  - ・商店街団体とテナントとの店舗賃借料に係る家賃補助契約書の写し
  - ・テナントと店舗所有者との店舗賃借料に係る賃借契約書の写し
  - ・成果物又は写真

別紙(2) (集客資源活用型一街並整備事業用)

(情報対応型事業用)

6 促進事業実績

(単位：円)

	種 類	数 量	単 価	事 業 費	備考(構造、仕様等)
計      画					
		合 計			
実      績					
		合 計			

別紙(2) (集客資源活用型—にぎわい力向上事業用)

(空き店舗活用型事業用)

6 促進事業実績

(単位：円)

	細 目	金 額	積 算 根 拠	備 考
計       画				
	合 計			
	実       績			
合 計				

第 号  
年 月 日

商店街団体 様

観音寺市長 団

観音寺市商店街等活性化促進事業補助金に係る補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を行った上記補助金については、年 月 日付け提出の実績報告の内容により、交付する補助金を観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 確定補助金額 金 円

2 補助事業の内容

商店街団体名	
事業名	
事業に要した経費	

年 月 日

観音寺市長 宛て

所在地

商店街団体名

代表者名 ⑩

観音寺市商店街等活性化促進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円也

(フリガナ)								
口座名義								
支払の方法	口座振替	銀行					(支)店	
		口座番号	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>				